

令和7年6月9日

新居浜市観光物産振興イラスト、ロゴマーク等使用指針

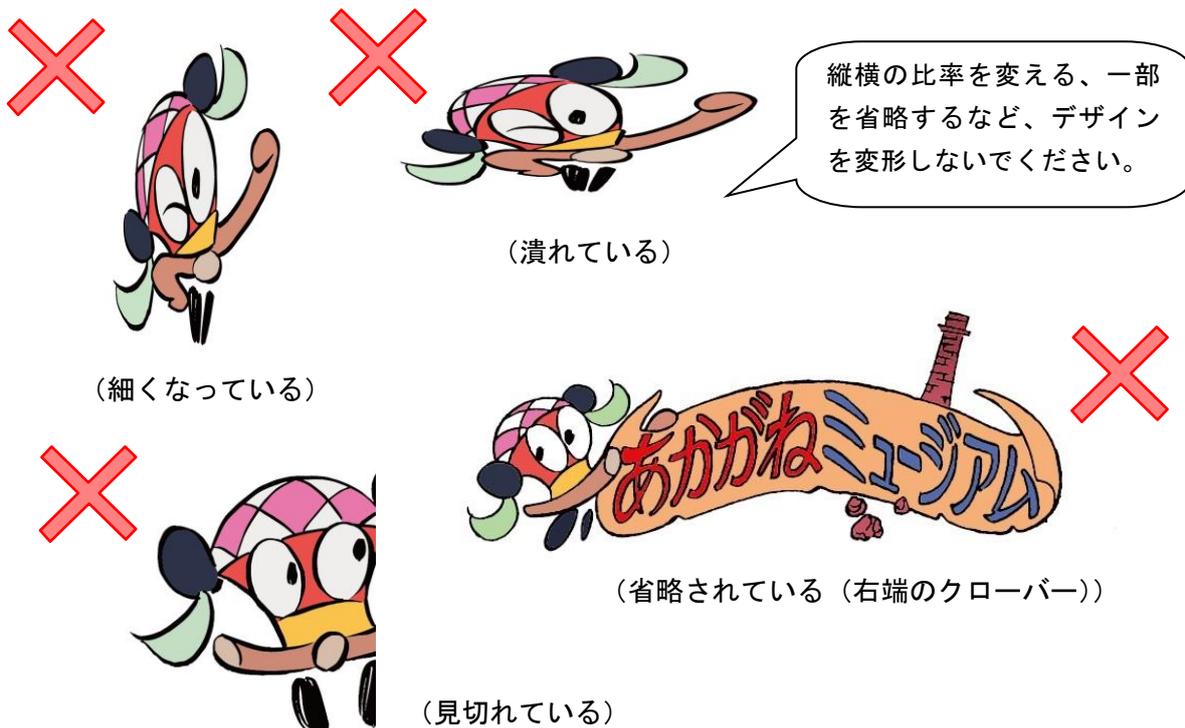
新居浜市

1 イラスト等の色について

イラスト、ロゴマーク等の色を変更することはできません。指定色（別途指示します）のままか、単色（黒1色など）での使用となります。まわりの印刷がカラーの場合は、指定色でご使用ください。

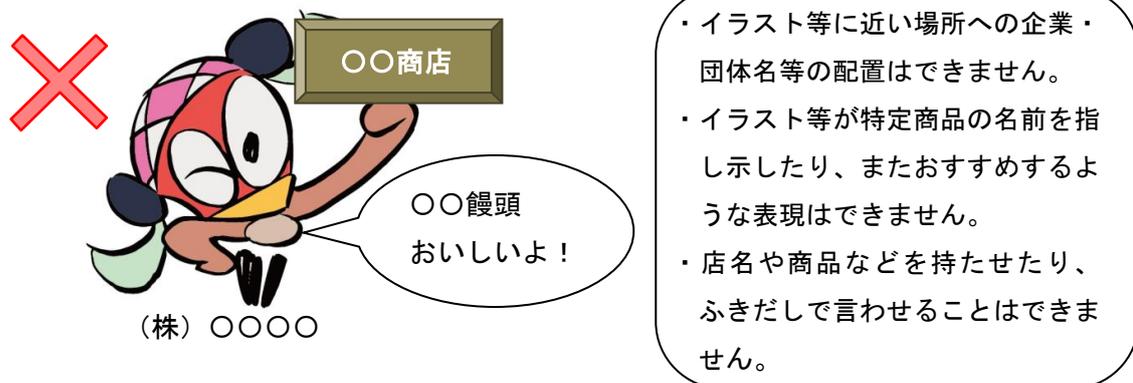
2 イラスト等の使用上の注意

(1) イラスト等を変形したり、一部を省略したりしないでください。



※ただし、4-(6)(8)(9)のロゴマークは、事前協議により部分使用を可能とします。

(2) 特定の企業・団体や商品などを応援する使い方はできません。



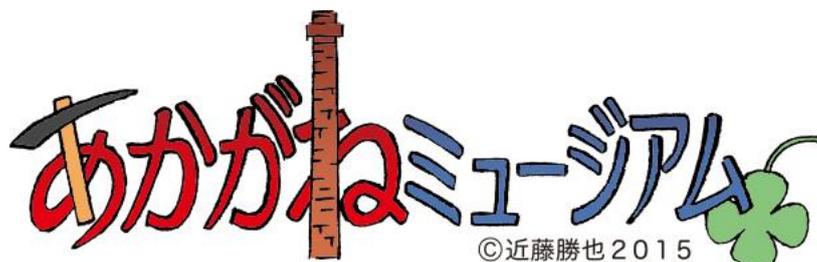
(3) イラスト等のイメージや性格を付加するような使用をしないでください。
次のような使用は、原則として、できません。

ア イラスト等にふきだし等でしゃべらせること。

イ イラスト等の性別や年齢などの判断につながる表現をすること。

(4) 表示のルール

ア 4(1)～(7)のイラスト等を使用する際は、原則として、「©近藤勝也2015」のコピーライト標記をつけること。書体は、ゴシックとする。



イ 4(8)～(14)のイラスト等を使用する際は、原則として、「©新居浜市」のコピーライト標記および茂本ヒデキチの画であることがわかる標記をつけること。(例：画 茂本ヒデキチ)

ウ イラスト等の使用承認を受けた場合は、原則として、デザインの近隣に承認番号を明記すること。(例：©近藤勝也2015#〇〇〇〇)

3 完成品等の提出について

(1) 商品の発売前に、完成品のサンプルを提出してください。

(2) 商品の性質上の理由などにより完成品のサンプルを提出することが困難な場合は、イメージデータ等を提出してください。

ア 平面物・印刷物の場合

- ・具体的な寸法などが確認できるデザイン図を提出してください。
- ・商品タグやデザイン図など、承認番号の記載場所がわかるようにしてください。

イ 立体物の場合

- ・所定の様式はありませんが、商品の上下前後左右の写真、商品タグやデザイン図など、承認番号の記載場所がわかる写真を提出してください。

4 使用できるイラスト、ロゴマーク等のパターンについて

(1)



(2)



(3)



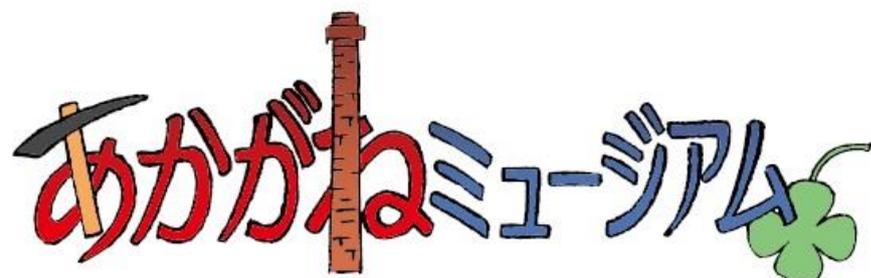
(4)



(5)



(6)



(7)



グラデーションは見本です

(8)

四国
愛媛

(9)

四国
愛媛

(10)

新居浜

(11)

新居浜

(12)

新居浜太鼓祭り

(13)

新居浜太鼓祭り

(14)

